

報道関係者 各位

平成 28 年 3 月 29 日

【照会先】

栃木労働局総務部企画室

室 長 堀澤俊孝（内線 401）

室長補佐 野城一宏（内線 402）

（代表電話）028(634)9110

（直通電話）028(634)9112

栃木労働局に「雇用環境・均等室」を新たに設置します

～4月から、パワハラや解雇、マタハラやセクハラなどの相談対応を一体化～

栃木労働局では組織の見直しを行い、平成 28 年 4 月から「雇用環境・均等室」を新たに設置します。

これまで、パワハラや解雇に関する相談は総務部、企業への啓発指導は労働基準部が、またセクハラやマタハラに関する相談・指導は雇用均等室が行っていました。しかし、パワハラやマタハラなどを同時に受けるケースや、同じ企業に対して異なる部署が重複して指導を行うといったケースも見られていました。

そこで、これまで担当部署ごとに行っていた取組や対応などを「雇用環境・均等室」が一体的に行うよう見直し、「女性の活躍促進」や「働き方改革」などの取組を効果的に推進していきます。

【ポイント】

① 総合的な行政事務の展開

「雇用環境・均等室」が、「女性の活躍促進」や「働き方改革」などの企業・経済団体への働きかけをワンパッケージで効果的に実施

② 労働相談の対応の一体的実施・個別の労働紛争の未然防止と解決の一体的実施

「雇用環境・均等室」が、労働相談の対応を一体的に実施。また、個別の労働紛争を未然に防止する取組（企業への指導）と解決への取組（調停・あっせんなど）を一体的に実施

③ 業務実施体制の整備・強化

女性の活躍促進、ワーク・ライフ・バランスの推進、働き方改革などの取組を強力に進めるため、「雇用環境・均等室」に専門官職（雇用環境改善・均等推進指導官）を配置

《新たな組織の連絡先など》

栃木労働局雇用環境・均等室

住 所：〒320-0845 宇都宮市明保野町 1-4 宇都宮第 2 地方合同庁舎 3 階

電 話：028 (633) 2795

F A X：028 (637) 5998

[【別添資料】 栃木労働局の組織を見直し、『雇用環境・均等室』を設置 \(PDF:74KB\)](#)